

動薬協会発 215号
平成24年9月18日

社団法人 日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顯
(公 印 省 略)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班
長より通知がありましたのでお知らせします。

事 務 連 絡
平成24年9月14日

社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第21号）が別添のとおり平成24年9月14日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、参考としてください。

記

1. 改正の内容

モキシデクチンを有効成分とする外皮用剤が承認されることに伴い、当該製剤を要指示医薬品として指定することとし、動物用医薬品等取締規則の別表第3に追加する。

2. 施行期日

平成24年9月14日

3. 参考

承認される動物用医薬品は以下のとおりです。

販売名：アドボケート 猫用

【有効成分】イミダクロプリド及びモキシデクチン

【効能又は効果】猫：ノミ、ミミヒゼンダニ、猫回虫及び猫鉤虫の駆除



○農林水産省令第四十八号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

農林水産大臣 郡司 彰

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「並びにセラメクチン含有する外皮用剤」を「セラメクチン含有する外皮用剤並びにモキシゲクチン含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。